

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第 5 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度岩出市一般会計補正予算（第 8 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和6年度岩出市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度岩出市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,547,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第8号）」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 8 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 地方特例交付金		330,400	2,061	332,461
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,061	2,061
11. 地方交付税		4,350,000	461,393	4,811,393
	1. 地方交付税	4,350,000	461,393	4,811,393
15. 国庫支出金		4,853,735	△97,502	4,756,233
	1. 国庫負担金	2,643,126	△46,851	2,596,275
	2. 国庫補助金	2,197,330	△50,651	2,146,679
16. 県支出金		1,768,830	△32,011	1,736,819
	1. 県負担金	1,208,440	△17,021	1,191,419
	2. 県補助金	437,191	△14,990	422,201
17. 財産収入		8,164	13,166	21,330
	1. 財産運用収入	1,767	69	1,836
	2. 財産売却収入	6,397	13,097	19,494
18. 寄 附 金		13,500	4,721	18,221
	1. 寄 附 金	13,500	4,721	18,221
19. 繰 入 金		871,644	△17,146	854,498

	1. 繰入金	871,644	△17,146	854,498
21. 諸収入		287,821	△28,054	259,767
	3. 雑入	284,844	△28,054	256,790
補正されなかった款項にかかる分		8,756,824		8,756,824
歳入合計		21,240,918	306,628	21,547,546

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,837,885	△45,342	1,792,543
	1. 総務管理費	1,460,611	△14,619	1,445,992
	2. 徴税費	196,365	△5,965	190,400
	4. 選挙費	84,435	△24,758	59,677
3. 民生費		9,644,286	△149,877	9,494,409
	1. 社会福祉費	5,353,921	△70,739	5,283,182
	2. 児童福祉費	3,382,849	△43,224	3,339,625
	3. 生活保護費	907,416	△35,914	871,502
4. 衛生費		3,129,802	△58,009	3,071,793
	1. 保健衛生費	1,453,950	△67,680	1,386,270

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 清掃費	1, 675, 852	9, 671	1, 685, 523
5. 農林業費		265, 696	△2, 520	263, 176
	1. 農業費	243, 765	△1, 413	242, 352
	2. 林業費	21, 931	△1, 107	20, 824
6. 商工費		185, 337	△19, 336	166, 001
	1. 商工費	185, 337	△19, 336	166, 001
7. 土木費		1, 944, 586	△54, 609	1, 889, 977
	1. 土木管理費	126, 448	△3, 716	122, 732
	2. 道路橋梁費	756, 203	△22, 107	734, 096
	3. 河川費	18, 240	△919	17, 321
	4. 都市計画費	978, 706	△7, 917	970, 789
	5. 住宅費	64, 989	△19, 950	45, 039
8. 消防費		739, 855	△20, 576	719, 279
	1. 消防費	739, 855	△20, 576	719, 279
9. 教育費		2, 237, 447	△84, 442	2, 153, 005
	2. 小学校費	542, 782	△28, 269	514, 513
	3. 中学校費	395, 346	△13, 497	381, 849

	4. 社会教育費	471,293	△13,089	458,204
	5. 保健体育費	684,637	△29,587	655,050
12. 諸支出金		63,701	741,339	805,040
	2. 基金費	63,700	741,339	805,039
補正されなかった款項にかかる分		1,192,323		1,192,323
歳 出 合 計		21,240,918	306,628	21,547,546

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費		千円		千円
		物価高騰対応重点支援給付金給付事業	35,083	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	38,828
9 教育費	4 社会教育費	紀泉台地区公民館防水改修事業	9,350	紀泉台地区公民館防水改修事業	0

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第 6 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条
第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度岩出市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,620,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第5号）」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 5 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 県支出金		4, 1 9 6, 1 6 5	2 5, 7 9 2	4, 2 2 1, 9 5 7
	1. 県補助金	4, 1 9 6, 1 6 4	2 5, 7 9 2	4, 2 2 1, 9 5 6
4. 繰 入 金		4 8 8, 3 8 4	△ 2 1, 7 8 7	4 6 6, 5 9 7
	1. 他会計繰入金	4 8 7, 8 2 7	△ 2 1, 7 8 7	4 6 6, 0 4 0
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		9 3 1, 5 8 4		9 3 1, 5 8 4
歳 入 合 計		5, 6 1 6, 1 3 3	4, 0 0 5	5, 6 2 0, 1 3 8

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4, 0 9 9, 2 8 4	△ 7, 0 4 8	4, 0 9 2, 2 3 6
	4. 出産育児諸費	2 5, 0 1 1	△ 7, 0 4 8	1 7, 9 6 3
3. 国民健康保険事業費納付金		1, 3 7 8, 4 5 2	0	1, 3 7 8, 4 5 2
	1. 医療給付費分	9 5 2, 0 1 1	0	9 5 2, 0 1 1
5. 基金積立金		1 1, 2 0 8	1 1, 0 5 3	2 2, 2 6 1
	1. 基金積立金	1 1, 2 0 8	1 1, 0 5 3	2 2, 2 6 1
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		1, 5 0 5, 6 4 1		1, 5 0 5, 6 4 1
歳 出 合 計		5, 6 1 6, 1 3 3	4, 0 0 5	5, 6 2 0, 1 3 8

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第7号

専 決 処 分 書

令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度岩出市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,771千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,746,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第5号）」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 5 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		7 0 5, 3 5 0	△ 5, 9 6 8	6 9 9, 3 8 2
	2. 国庫補助金	7 6, 1 5 2	△ 5, 9 6 8	7 0, 1 8 4
4. 支払基金交付金		9 5 8, 2 9 2	△ 7, 8 7 5	9 5 0, 4 1 7
	1. 支払基金交付金	9 5 8, 2 9 2	△ 7, 8 7 5	9 5 0, 4 1 7
5. 県支出金		5 0 3, 6 5 9	3, 7 9 7	5 0 7, 4 5 6
	1. 県負担金	4 7 3, 9 9 4	5, 0 3 9	4 7 9, 0 3 3
	2. 県補助金	2 9, 6 6 5	△ 1, 2 4 2	2 8, 4 2 3
7. 繰入金		6 2 0, 9 8 0	△ 1 4, 7 4 7	6 0 6, 2 3 3
	1. 一般会計繰入金	5 6 3, 7 7 0	△ 1 4, 7 4 7	5 4 9, 0 2 3
8. 諸収入		3 8, 3 6 8	△ 3, 9 7 8	3 4, 3 9 0
	3. 雑入	3 8, 3 6 5	△ 3, 9 7 8	3 4, 3 8 7
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		9 4 8, 7 5 2		9 4 8, 7 5 2
歳 入 合 計		3, 7 7 5, 4 0 1	△ 2 8, 7 7 1	3, 7 4 6, 6 3 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		5 2, 9 4 2	△ 6, 5 3 0	4 6, 4 1 2

	3. 介護認定審査会費	40,901	△6,530	34,371
2. 保険給付費		3,394,434	△48,110	3,346,324
	1. 介護サービス等諸費	3,109,089	△31,468	3,077,621
	2. 介護予防サービス等諸費	119,692	△5,161	114,531
	6. 特定入所者介護サービス等費	66,140	△11,481	54,659
4. 地域支援事業費		246,756	△19,070	227,686
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	151,498	△13,403	138,095
	3. 包括的支援事業・任意事業費	91,958	△5,667	86,291
5. 諸支出金		75,935	44,939	120,874
	3. 基金費	10,720	44,939	55,659
補正されなかった款項にかかる分		5,334		5,334
歳 出 合 計		3,775,401	△28,771	3,746,630

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 9 日

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第 8 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度岩出市の墓園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,415千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第1号）」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 1 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 分担金及び負担金		11,056	△3,712	7,344
	1. 分担金	11,056	△3,712	7,344
2. 使用料及び手数料		24,891	△14,925	9,966
	1. 使用料	24,891	△14,925	9,966
3. 繰入金		5,111	2,222	7,333
	1. 繰入金	5,111	2,222	7,333
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分				
歳 入 合 計		41,058	△16,415	24,643

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		17,673	881	18,554
	1. 事業費	17,673	881	18,554
2. 諸支出金		23,235	△17,146	6,089
	1. 他会計繰出金	23,235	△17,146	6,089
3. 公債費		150	△150	0
	1. 公債費	150	△150	0

補正されなかった款項にかかる分			
歳出合計	41,058	△16,415	24,643